

佐賀県規則第33号

佐賀県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県工業技術センター管理規則（昭和37年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第3条 <u>生産技術部に、分室として、諸富デザインセンターを置く。</u></p> <p><u>2 諸富デザインセンターの位置は、佐賀市とする。</u> (分掌事務)</p> <p>第4条 <u>課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 総務課 ア～ウ 略 エ その他他課<u>及び部</u>の所掌に属しない事務に関する事。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 生産技術部 ア・イ 略 ウ <u>デザインに係る研究及び技術指導に関する事。</u> エ <u>木竹工業製品に係る試験研究及び技術指導に関する事。</u></p> <p><u>2 諸富デザインセンターの分掌事務は、所長が定める。</u> (職制)</p> | <p>第3条 <u>センターに、諸富デザインセンター（以下「デザインセンター」という。）を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 <u>課、部及びデザインセンター</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務課 ア～ウ 略 エ その他他課、<u>部及びデザインセンター</u>の所掌に属しない事務に関する事。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 生産技術部 ア・イ 略</p> <p><u>(6) デザインセンター</u> ア <u>デザインに係る研究及び技術指導に関する事。</u> イ <u>木竹工業製品に係る試験研究及び技術指導に関する事。</u></p> <p>(職制)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第5条 略</p> <p>2 センターに副所長を置くことができる。</p> <p>3 課に課長及び係長を、部に部長を、<u>課及び部</u>に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。</p> <p>4 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>課長及び部長</u>は、所長及び副所長の命を受け部下職員を指揮し、その<u>課及び部</u>の事務を掌理する。</p> <p>4 調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略 (所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副所長、課長、部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p> | <p>第5条 略</p> <p>2 センターに副所長を、<u>デザインセンターにセンター長</u>を置くことができる。</p> <p>3 課に課長及び係長を、部に部長を、<u>課、部及びデザインセンター</u>に調整主幹、副主幹及び主幹を置くことができる。</p> <p>4 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>センター長、課長及び部長</u>は、所長及び副所長の命を受け部下職員を指揮し、その<u>課、部及びデザインセンター</u>の事務を掌理する。</p> <p>4 調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、上司の命を受けて、その<u>課、部及びデザインセンター</u>の事務の一部を処理する。</p> <p>5 略 (所長の専決事項)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副所長、<u>センター長</u>、課長、部長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略</p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。